定期積金規定

1.~8.(省略)

9. (自動満期処理の特約)

前記第8条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日<u>(満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日)</u>に自動的に解約し、給付契約金(税引後)の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取扱います。

- (1) (省略)
- (2) 当座性貯金へ預入れする場合の取扱い
 - ①貯金口座は、既に開設されている当座性貯金に預入れします。ただし、この積金を総合口座通帳に組入れているときは、当該普通貯金口座への預入れに限ります。
 - ②預入金額は、給付契約金(税引後)金額または前記第1項第3号の指定により定期貯金を作成した場合の残額とします
- (3)~(4)(省略)

10.~23. (省略)

定期積金規定

1.~8.(省略)

9. (自動満期処理の特約)

前記第8条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日<u>(追加)</u>に自動的に解約し、給付契約金(税引後)の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取扱います。

- (1) (省略)
- (2) 当座性貯金へ預入れする場合の取扱い
 - ①貯金口座は、既に開設されている当座性貯金に預入れします。ただし、この積金を総合口座通帳に組入れているときは、当該普通貯金口座への預入れに限ります。
 - ②預入金額は、給付契約金(税引後)金額または前記第1項第3号の指定により定期貯金を作成した場合の残額とします
- (3)~(4)(省略)

10.~23. (省略)

財形年金貯金規定

1. ~ 2. (省略)

3. (分割、支払方法)

- (1) この貯金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期貯金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金とスーパー定期貯金の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。
 - ① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額(ただし100円単位とします。)を元金として、年金元金計算日から3か月ごと(受取周期が2か月の場合は2か月ごと)の応当日を満期日とする12口(受取周期が2か月の場合は18口)の期日指定定期貯金またはスーパー定期貯金(以下、これらを「定期貯金(満期支払口)」といいます。)を作成します。ただしスーパー定期貯金の預入期間は1年未満とします。
 - ② 年金計算基本額から前号により作成された定期貯金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期貯金(以下、これを「定期貯金(継続口)」といいます。)を作成します。
 - ③ 定期貯金(満期支払口)は、各々その満期日<u>(満期日が休日の場合は翌営業日)</u>に、元利金をあらかじめ指定された 貯金口座に入金します。
- (2)~(3)(省略)

4. ~20. (省略)

財形年金貯金規定

1. ~ 2. (省略)

3. (分割、支払方法)

- (1) この貯金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期貯金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金とスーパー定期貯金の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。
 - ① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額(ただし100円単位とします。)を元金として、年金元金計算日から3か月ごと(受取周期が2か月の場合は2か月ごと)の応当日を満期日とする12口(受取周期が2か月の場合は18口)の期日指定定期貯金またはスーパー定期貯金(以下、これらを「定期貯金(満期支払口)」といいます。)を作成します。ただしスーパー定期貯金の預入期間は1年未満とします。
 - ② 年金計算基本額から前号により作成された定期貯金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期貯金(以下、これを「定期貯金(継続口)」といいます。)を作成します。
 - ③ 定期貯金(満期支払口)は、各々その満期日<u>(追加)</u>に、元利金をあらかじめ指定された 貯金口座に入金します。
- (2)~(3)(省略)

4. ~20. (省略)